全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康局
健　　康　　課

４．健康日本２１（第二次）及び次期国民健康づくり運動プランについて（資料４－１～資料４－６）

生活習慣病対策については、平成 25 年度から、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を最終的な目標とした、健康日本２１（第二次）を推進中。平成 30 年度に行われた中間評価を踏まえ、目標を達成できるよう、健康無関心層を含めた疾病の発症予防や重症化予防に向けた取組を更に推進する。なお、健康日本２１（第二次）の計画期間を１年延長して令和５年度末までとするとともに、令和３年６月から最終評価を開始する予定である。

なお、現時点で、健康日本 21（第二次）の期間延長に伴う目標値及び目標年の変更は予定しておらず、各自治体に対して、健康増進計画の目標値及び目標年の再設定を求めるものではない。

また、次期の健康づくり運動プランに関しては、令和４年夏頃より検討を開始し、令和４年度中に国の計画を策定・公表予定であり、各自治体においては令和５年度中に健康増進計画の策定をご検討いただきたいと考えている。

（３）女性の健康づくりについて（資料９－８）

女性が生涯を通じて健康で明るく、充実した日々を過ごすことができるよう、女性の様々な健康問題を社会全体で総合的に支援する必要がある。

厚生労働省では、女性ホルモンなど、女性特有の要素に着目して研究を進め、生涯を通じた女性の健康確保を支援している。

研究事業の成果の一つとして、女性の健康に関する情報発信を目的として、女性の健康に関する情報提供サイト（「女性の健康推進室　ヘルスケアラボ」）を開設し、健康問題に関するセルフチェックやライフステージごとの健康の悩みへの対応策等について分かりやすく周知し、女性が自分自身の健康状態を認識できるよう支援するとともに、女性を取り巻く社会においても理解が進むよう情報提供を行っている。本サイトを活用いただくとともに、女性の健康づくりの推進に取り組む関係団体への周知に御協力いただきたい。

また、毎年３月１日から３月８日までの「女性の健康週間」を活用し、国と自治体、関連団体等社会全体が一体となって、各種の啓発活動、行事等を展開することとしており、引き続き、運動推進への協力をお願いする。厚生労働省では女性と健康に関連した特設Ｗｅｂコンテンツの作成を予定しているほか、自治体が実施する取組等を集約し、ホームページで女性の健康づくり対策の事例として啓発し、女性の視点を取り入れた健康づくりを推進することとしているので、引き続き「女性の健康週間」への協力をお願いする。

（４）歯科口腔保健の推進について（医政局歯科保健課）（資料９－９～資料９－11）

①「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」について

歯科口腔保健の推進に関する法律に基づき策定された「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」（以下「基本的事項」という。）の最終評価について、健康日本２１（第二次）の目標と重複している項目もあるため、健康日本２１（第二次）の最終評価と連携を図りながら、取りまとめを 2022 年の夏頃、次期「基本的事項」の公表を 2023 年の春頃を目途に行う。また、「基本的事項」の目標・計画の期間については、自治体と保険者で一体的に健康づくり政策を運用するため、健康日本２１（第二次）と同様に医療費適正化計画等の計画期間と一致させることから１年間延長し、2023 年度には都道府県において基本的事項を策定する期間を設け、2024 年度から次期「基本的事項」を適用することとする。

②歯科疾患実態調査について

令和３年度の歯科疾患実態調査では、地域間における健康格差を評価する観点から対象地区を拡大する予定である。また、基本的事項及び健康日本２１（第二次）において設定した目標の最終評価に向けて、国民健康・栄養調査と同時期に実施する予定であり、７月の国民健康・栄養調査担当者会議と同時に説明会を行うことしているので、引き続きご協力をお願いする。

③8020 運動・口腔保健推進事業について

歯科疾患の予防及び小児や高齢者の口腔機能の維持を推進するための「歯科疾

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」のスケジュールについて

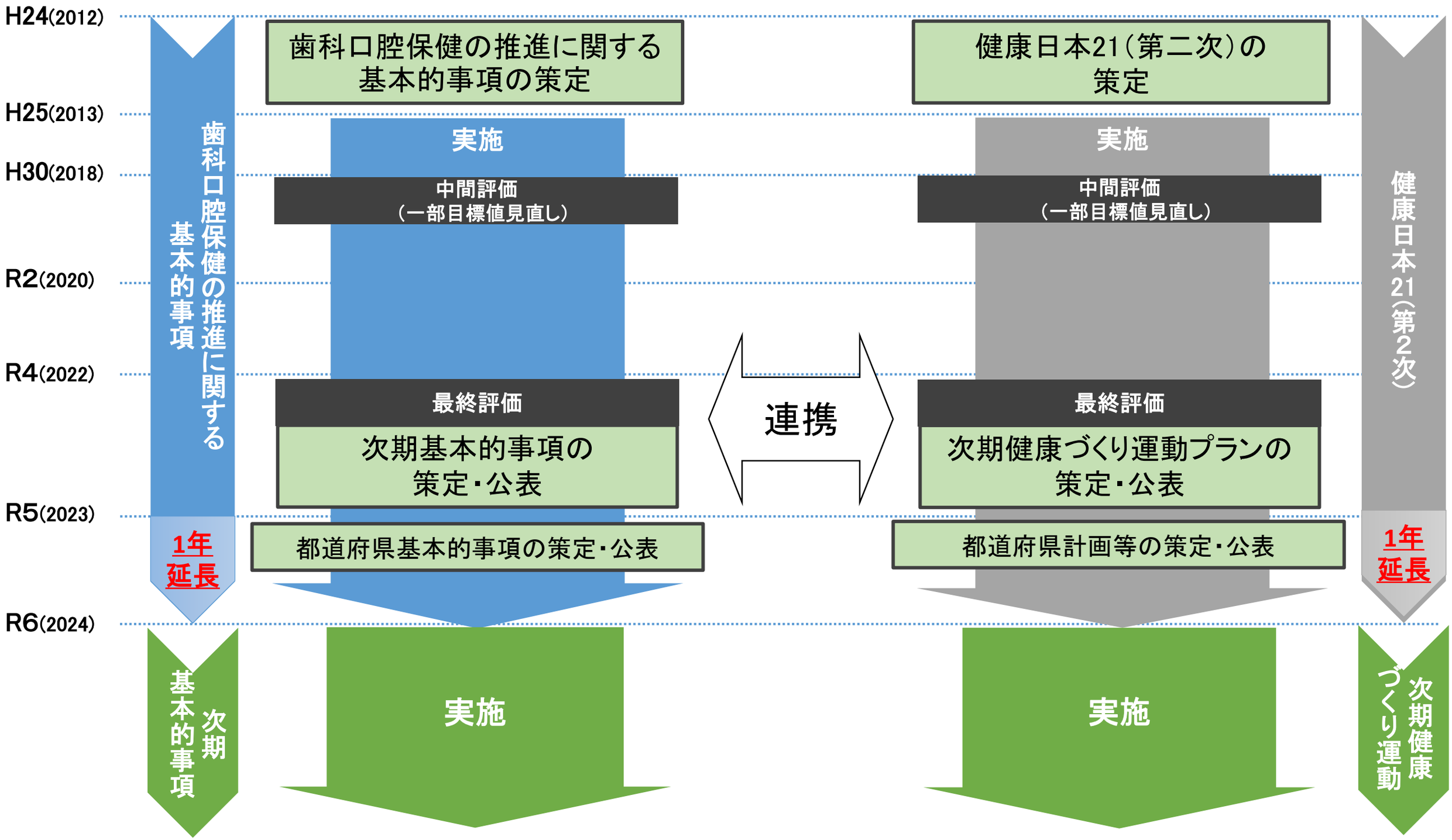
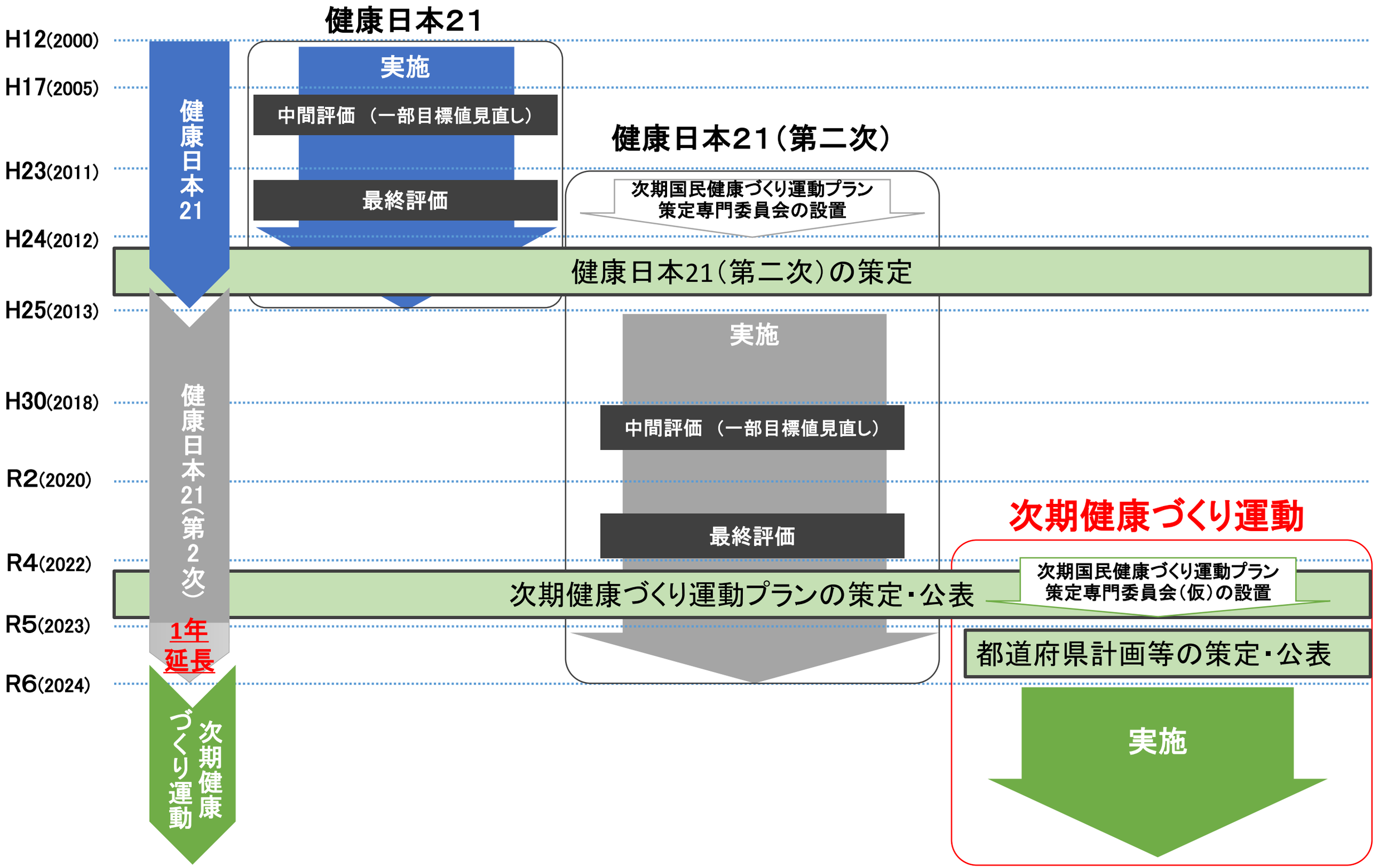
次期健康づくり運動プランの検討スケジュール（案）